

適正性の確保（ガバナンス・ディスクロージャー・事後チェックについて）に関する考え方及び比較表

【ガバナンス】

判断項目	考え方			参考		
	非営利法人	非営利公益法人	公益法人	NPO法人の要件	中間法人(有限責任)	営利法人
【法人の設立と社員の地位・責任】	行政庁のチェックを最小限とし、準則主義をとる場合には、債権者の保護を図るため、基金制度等を導入すべきではないか。	同左	<p><設立></p> <ul style="list-style-type: none"> 主務官庁による許可(34) 法律上は資産要件はないが、指導監督基準上、目的の達成に必要な事業活動を遂行するための会費収入、運用収入、賛助金収入等があることが必要(5(2)、(3)) <p><社員の地位></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の資産に対する持分なし 社員総会等を通じ法人の運営に関与 <p><社員の責任></p> <ul style="list-style-type: none"> 有限責任のみ負う <p>財団法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 社員の制度なし 	<p><設立></p> <ul style="list-style-type: none"> 所轄庁による認証(9) 資産要件はなし <p><社員の地位></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の資産に対する持分なし 社員総会等を通じ法人の運営に関与 <p><社員の責任></p> <ul style="list-style-type: none"> 有限責任のみ負う 	<p><設立></p> <ul style="list-style-type: none"> 設立の登記により成立(準則主義。6) 定款の作成には公証人の認証が必要(10。商法167準用) 総額300万円以上の基金が必要(12)。 <p><社員の地位></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の資産に対する持分なし 社員総会等を通じ法人の運営に関与 <p><社員の責任></p> <ul style="list-style-type: none"> 有限責任のみ負う 	<p>株式会社</p> <p><設立></p> <ul style="list-style-type: none"> 設立の登記により成立(準則主義。57) 定款の作成には公証人の認証が必要(167) 1000万円以上の資本金が必要(168の4) <p><株主の地位></p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社における持分として株式を有し、利益配当請求権(290)や残余財産分配請求権(425)等の権利あり 株主総会等を通じ、会社の運営に関与 <p><株主の責任></p> <ul style="list-style-type: none"> 株主の責任は株式の引受価格を限度とする(有限責任。200) <p>有限会社</p> <p><設立></p> <ul style="list-style-type: none"> 300万円以上の資本金が必要(9)
【社員総会又は評議員会に係る規定の明確化】	社員総会は事業運営に知見を有しない社員からも構成されるため、決議事項を基本的事項に限定し、運営の合理化を図るべきではないか。	同左	<p><機関></p> <ul style="list-style-type: none"> 社員総会(60~66) 財団法人については、法律上評議員及び評議員会の規定なし 指導監督基準で、財団法人における評議員及び評議員会の原則設置(4(4))を規定 評議員の定数は理事と同数程度以上が望ましい(運用指針) <p><決議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 定款をもって理事等に委任した事項以外は社員総会の決議事項(63) 	<p><機関></p> <ul style="list-style-type: none"> 社員総会(30(民法60~66準用)) <p><決議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 定款をもって理事等に委任した事項以外は社員総会の決議事項(30(民法62準用)) 	<p><機関></p> <ul style="list-style-type: none"> 社員総会(28~38) <p><決議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間法人法又は定款に定めた事項に限り決議可能(28) 	<p>株式会社</p> <p><機関></p> <ul style="list-style-type: none"> 株主総会(230の10~252) <p><決議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 商法又は定款に定めた事項に限り決議可能(230の10) <p>有限会社</p> <p><決議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 決議事項に制限なし
【理事制度の機能強化】	法人の業務執行機関である理事については、業務執行の適正化を図る観点から、任期を設ける等の規定の明確化を図るとともに、善管注意義務や法人・第三者に対する賠償責任等の責務を規定すべきではないか。	非営利公益法人については、公益活動が社会・一般市民のために行われるとの観点から、理事は真の受益者たる市民のために職務を遂行する責務を負うという受託者責任(fiduciary responsibility)という考え方に基いて、追加的な責務も課すべきか。課すとした場合にどのようなものが考えられるか。公益性を有する法人の活動が行われることがないよう、特定の集団の関係者が理事に占める割合に制限を設けるべきではないか。具体的には、同一親族、同一企業の関係者、同一業界の関係者等に関する理事構成の制限をどのように考えるか。	<p><人数・任期・構成></p> <ul style="list-style-type: none"> 理事は1人又は数人(52) 任期は、法律上は規定なしだが、指導監督基準上は原則として2年を基準(4(1)) 構成について法律上の制限なし。指導監督基準上は、同一の親族、特定の企業関係者等の占める割合は1/3以下、同一の業界の関係者が占める割合は1/2以下(4(1)) <p><責務></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の目的の範囲外の行為により第三者に損害を加えたときは、議決に賛成した社員、理事及び履行した理事は、連帯して損害を賠償する責任あり(44) 法人と理事との利益相反する事項については、理事は代理権を有さない(57)。 	<p><人数・任期・構成></p> <ul style="list-style-type: none"> 理事は3人以上(15) 任期は2年以内で定款で定めた期間。ただし再任可(24) 役員(理事・監事)のうちには、それぞれの役員について、配偶者・三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員・その配偶者・三親等以内の親族が役員の総数の1/3を超えて含まれてはならない(21) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の1/3以下(20) <p><責務></p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の目的の範囲外の行為により第三者に損害を加えたときは、議決に賛成した社員、理事及び履行した理事は、連帯して損害を賠償する責任あり(8(民法44準用)) 法人と理事との利益相反する事項については、理事は代理権を有さない(30(民法57準用))。 	<p><人数・任期・構成></p> <ul style="list-style-type: none"> 理事は1人又は数人(39) 任期は2年(最初の理事の任期は1年(41))。ただし、定款による任期の短縮や一定の範囲での伸長は可能(41) 構成については規定なし <p><責務></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間法人と理事とは委任関係(43)、理事は善管注意義務を負う(民法644)。 理事は、自己又は第三者のために中間法人と取引をする場合等には、社員総会の承認を得なければならない(46)。 法令又は定款に違反する行為を行った場合には、中間法人に対して、連帯して、損害を賠償する責任あり(47) 悪意又は重大な過失があったときは、連帯して、第三者に生じた損害を賠償する責任あり(48) 	<p>株式会社</p> <p><人数・任期・構成></p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役は3人以上(255) 取締役の任期は原則2年以内(最初の取締役の任期は1年内)。ただし、定款による一定の任期の伸長は可能(256) 構成については規定なし <p><責務></p> <ul style="list-style-type: none"> 会社と取締役とは委任関係(254)、取締役は善管注意義務を負う(民法644)。 取締役は、自己又は第三者のために会社と取引を行う場合等には、取締役会の承認を受けなければならない(265) 取締役は法令・定款・総会の決議を遵守し、会社の為に忠実に職務を遂行する義務あり(254の3) 法令又は定款に違反する行為を行った場合等には、連帯して、会社に対して損害を賠償する責任あり(266) 悪意又は重大な過失があるときは、連帯して、第三者に対して損害を賠償する責任あり(266の3) <p>有限会社</p> <p><人数></p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役は1人又は数人(25)
【理事会制度の導入】	現行民法の下では、理事が各自法人を代表し、また、理事会が理事の行動を統制しないこととなっている。理事会制度を法定化し、理事会に業務執行に関する意思決定と業務執行の監督を行わせるべきではないか。	同左	<p><理事会></p> <ul style="list-style-type: none"> 民法上規定なし。 指導監督基準においては、理事会の設置を前提とした基準を定めている(4(1))。 	<p><理事会></p> <ul style="list-style-type: none"> 規定なし 	<p><理事会></p> <ul style="list-style-type: none"> 規定なし 	<p>株式会社</p> <p><取締役会></p> <ul style="list-style-type: none"> 取締役会は、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する(260) <p>有限会社</p> <p>取締役会制度なし</p>

判断項目	考え方		参考			
	非営利法人	非営利公益法人	公益法人	NPO法人の要件	中間法人(有限責任)	営利法人
【監事制度の義務化、拡充】	現行民法では任意の制度とされている監事制度の必置化を図るとともに、監事機能の強化・適正化を図るため、監事の権限（報告徴収権等）・責務（法人や第三者に対する賠償責任）も明確化すべきではないか。	同左	<p><人数・任期・兼職></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人又は数人（法律上設置は任意）（58） ・任期・兼職については、法律上規定なし ・指導監督基準上は、監事は必置（1名以上）（4（2）） ・理事との兼職禁止（4（2）） ・任期は原則として2年を基準（4（2））等が規定されている <p><監査内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務監査及び会計監査を実施（59） 	<p><人数・任期・兼職></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人以上（必置。15） ・任期は2年以内で定款で定めた期間。ただし再任可（24） ・理事又は特定非営利活動法人の職員との兼職禁止（19） <p><監査内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務監査及び会計監査を実施（18） 	<p><人数・任期・兼職></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人又は数人（必置。51） ・任期は原則、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の最終のときまで（53） ・理事又は有限責任中間法人の使用人との兼職禁止（52） <p><監査内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務監査（55）及び会計監査（60）を実施 ・監査を行う際には、理事等に対して事業の遂行について報告を求める等の権限あり（55） <p><責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・任務を怠ったときは、法人に対して、連帯して、生じた損害を賠償する責任あり（56）。 ・悪意又は重大な過失があったときは、連帯して、第三者に生じた損害を賠償する責任あり（57） 	<p>株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人数・任期・兼職 ・大会社（資本5億円以上又は負債200億円以上）以外は人数は自由（必置）。大会社の場合は監査役は3人以上。そのうち半数以上が社外者（社外監査役の導入。商法特例法18）。監査役全員で監査役会を構成（商法特例法18の2）。 ・任期は原則、就任後4年以内の最終の決算期に関する定期総会の最終のときまで（273） ・会社又は子会社の取締役又は支配人その他の使用人等との兼職禁止（276） <p><監査内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役の業務の執行を監査（会計監査含む。274）。小会社（資本の額が1億円以下の株式会社）の場合は会計監査に限定（商法特例法22） ・監査を行う際には、取締役等に対して報告を求める等の権限あり（274、商法特例法22） <p><責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・任務を怠ったときは、会社に対し、連帯して、生じた損害を賠償する責任あり（277）。 ・悪意又は重大な過失があったときは、第三者に対し、連帯して生じた損害を賠償する責任あり（280、266の3準用） <p>有限会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査役は1人又は数人（任意。33） ・会計監査を実施（33の2）
【各機関相互のチェック機能の強化】	各機関相互のチェック機能を強化することにより、法人の適正活動を確保するため、監事によるチェック（理事の法令定款違反行為に対する監事の差止請求権等）や少数社員権（理事・監事の解任の裁判の請求等）等の規定の整備を図るべきではないか。	同左	<p><監事によるチェック></p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事は、理事の業務執行状況・財産の状況を監査し、不整の廉がある場合には、社員総会・主務官庁に報告（59） <p><少数社員権（総社員の議決権の1/5以上）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時総会の招集の請求（61） <p><社員による差止請求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定なし <p><理事・監事の選任・解任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定なし。指導監督基準上は、社団法人の理事は社員総会で、財団法人の理事は原則として評議員会で、監事は、原則として、総会、評議員会等の第三者機関で選任（4（1）、4（2））。 	<p><監事によるチェック></p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事は、理事の業務執行状況・財産の状況を監査し、不正の行為等を発見した場合には、社員総会・所轄庁に報告（18）。 <p><少数社員権（総社員の議決権の1/5以上）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時総会の招集の請求（30（民法61 準用）） <p><社員による差止請求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定なし <p><理事・監事の選任・解任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<p><監事によるチェック></p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事は、理事が目的の範囲外の行為等をし、又はするおそれがあるときは、社員総会にその旨を報告する義務あり（55）。また、監事は、理事が目的の範囲外の行為等をし、又はするおそれがある場合で、法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、理事に当該行為をやめることを請求できる（55） <p><少数社員権（総社員の議決権の1/10以上）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員総会の招集の請求（30） ・理事・監事の解任の裁判の請求（42、58） ・会計帳簿・会計書類の閲覧・謄写の請求（69） ・検査役による業務・財産状況の調査の請求（70） <p><社員による差止請求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員は、理事が目的の範囲外の行為等をし、又は当該行為をするおそれがある場合で、法人に回復すべからざる損害が生ずるおそれがあるときは、理事に当該行為をやめることを請求できる（55） <p><理事・監事の選任・解任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員総会において選任・解任（40、42、52、58） 	<p><監査役によるチェック></p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査役は、取締役が目的の範囲外の行為をし、又はするおそれがあるときは、取締役会に報告する義務あり（260の3）。 ・監査役は、取締役が目的の範囲外の行為等をするにより、会社に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、取締役当該行為をやめることを請求することができる（275の2） <p><少数株主権></p> <ul style="list-style-type: none"> （総株主の議決権の3/100以上） ・株主総会の招集の請求（237） ・取締役・監査役の解任の裁判の請求（257、280） ・会計帳簿・会計書類の閲覧・謄写の請求（293の6） ・業務・財産状況の調査をさせるための検査役の選任の請求（294） （総株主の議決権の1/100以上又は300個以上） ・株主提案権（232の2） <p><株主による差止請求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主は、取締役が目的の範囲外の行為等をするにより、会社に回復すべからざる損害を生ずるおそれがあるときは、取締役に当該行為をやめることを請求することができる（272） <p><取締役・監査役の選任・解任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員総会において選任・解任（254、257、280）
【外部監査】	一定規模以上の法人については、取引の安全の確保を図る必要性が大きいことに加え、非営利法人についても、会計監査人等による外部監査を導入すべきではないか。	規模が大きな非営利公益法人については、取引の安全の確保・公益活動の担保の両面から、会計監査人等による外部監査を導入すべきではないか。	規定なし *平成13年2月9日申し合わせに基づき、各府省は、資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人に対し、公認会計士等による監査を受けるよう要請。	規定なし	規定なし	会計監査人の監査 ・大会社の場合、監査役の監査に加え、会計監査人の監査が必要（商法特例法2）
【市民・寄附者による監事に対する監査請求】	なし	外部からのチェック機能を充実させるため、公益活動の受益者たる寄附者や市民からも監事に対する監査請求の申出を認めるべきではないか。	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
【代表訴訟】	理事の法人に対する責任が理事相互間又は理事と監事との間で不問に付され、法人・社員の利益が害されることを防ぐためにも、社員による代表訴訟を認めるべきではないか。	外部からのチェック機能を充実させるため、公益活動の受益者たる寄附者や市民にも、代表訴訟を認めるべきではないか。	規定なし	規定なし	社員は、理事・監事の責任を追及する訴えを提起することが可能（49、58）	株主は、取締役・監査役の責任を追及する訴えを提起することが可能（267、280）

判断項目	考え方		参考			
	非営利法人	非営利公益法人	公益法人	NPO法人の要件	中間法人(有限責任)	営利法人
【会計処理、収益事業】	<p>非営利法人として類型及びその法人格の取得手法を統一するのであれば、法人の会計処理の原則についても統一することが適当ではないか。具体的には、法人の事業の効率性や法人の財務実態をより適切に示すことが可能な企業会計原則を参考に検討することが必要ではないか。</p> <p>また、このような会計処理原則の統一は、外部の人間へのディスクロージャーという観点からも望ましいのではないか。</p>	<p>同左。</p> <p>公益に着目した法人類型を法律上位置付ける場合には、本来的な事業は公益事業であるということを明らかにするため、収益事業の位置付けや本来事業と収益事業との区分経理等について規定しておくことが必要ではないか。</p>	<p>法律上規定なし</p> <p><会計処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人会計基準(収入及び支出の予算に基づいた実施。複式簿記の原則に従った会計簿への記帳等)に従って会計処理を実施。 ・収支計算書・貸借対照表等の作成の義務有り <p><収益事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益事業の推進に資するもので、公益事業費を賄うに必要な程度でかつ適正な規模(支出規模は可能な限り総支出額の1/2以下)、公益法人としての社会的信用を傷つけない、利益は法人の健全な運営のために必要な額を除き、公益事業のために使用(公益事業のための使用額は可能な限り利益の1/2以上)する場合につき実施可能(指導監督基準2(6))。 ・収益事業を行う際には区分経理を実施(運用指針)。 	<p><会計処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計の原則を規定(収入及び支出の予算に基づいた実施。正規の簿記の原則に従った会計簿への記帳等。27) ・貸借対照表・収支計算書の作成の義務有り(28) <p><収益事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるため、収益事業を実施可能(5) ・収益事業に関する会計は、特定非営利活動に係る会計とは区分し、特別の会計として処理(5) 	<p><会計処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計原則に従って処理(9。商法32準用) ・貸借対照表・損益計算書等の作成の義務有り(59) <p><収益事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定なし 	<p><会計処理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業会計原則に従って処理(32) ・株式会社・有限会社については、貸借対照表・損益計算書等の作成の義務あり(商法281。有限会社法43) <p><収益事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・規定なし

【ディスクロージャー】

判断項目	考え方		参考			
	非営利法人	非営利公益法人	公益法人	NPO法人	中間法人 (有限責任中間法人)	営利法人 (株式会社)
開示対象	現行中間法人又は営利法人程度の水準は最低限必要であるとの観点から、利害関係者を対象とすべき	公の利益を求める法人である以上、国民一般が利害関係者であると官柄れることから、広く国民一般を対象とすべき	(運用上) 国民一般を対象(インターネット)	(法律上) 国民一般を対象 *法人としての義務は社員その他の利害関係者に対してのみ。国民一般に対しては所轄庁が開示	(法律上) 利害関係者(社員及び債権者)対象	(法律上) 利害関係者(株主、債権者、端株主、新株予約者)対象 *それぞれの利害関係の内容により開示される内容も異なる
【法人形態に関する文書類】 (例) 定款(寄附行為) 役員名簿 社員名簿 等	現行中間法人又は営利法人程度の水準は最低限必要であるとの観点から、開示すべき	(非営利法人として開示義務が掛かる)	(法律上) 社員名簿(社団)の備置(51) (運用上) 定款又は寄附行為 役員名簿 社員名簿(社団) を作成 主たる事務所及び所管官庁に備置 法人がインターネットで開示	(法律上) 定款(11) 役員名簿等(28) を作成 認証に関する書類の写し等と合わせ、主たる事務所に備置、利害関係者に閲覧 毎年、上記書類を所轄庁に提出(29) 提出を受けた所轄庁が国民一般に閲覧(29)	(法律上) 定款(10) 社員名簿(27) 等を作成 備置、閲覧、謄与(68)	(法律上) 定款 株主名簿 等を備置、閲覧、謄与(263、260/4)
【業績に関する文書類】 (例) 損益計算書 収支計算書 正味財産増減計算書 貸借対照表 事業報告書 等	現行中間法人又は営利法人程度の水準は最低限必要であるとの観点から、開示すべき	(非営利法人として開示義務が掛かる) *公益性を有することにより+がありうるか(留意点の欄参照)	(法律上) 財産目録の作成 事務所への備置(51) (運用上) 事業報告書 収支計算書 正味財産増減計算書 貸借対照表 財産目録 事業計画書 収支予算書 を作成 主たる事務所及び所管官庁に備置 法人がインターネットで開示	(法律上) 事業報告書 財産目録 貸借対照表 収支計算書 役員名簿等 を作成、主たる事務所に備置、利害関係者に閲覧(28) 毎年、上記書類を所轄庁に提出(29) 提出を受けた所轄庁が国民一般に閲覧(29)	(法律上) 貸借対照表 損益計算書 事業報告書 剰余金の処分又は損失の処理に関する議案 附属明細書 を作成(59) 監査報告書 とともに備置、閲覧、謄与(60、61)	(法律上) 貸借対照表 損益計算書 営業報告書 利益の処分又は損失の処理に関する議案 附属明細書 を作成(281) 監査報告書 とともに備置、閲覧、交付(282)
【その他文書類】 (例) 財産目録 事業計画書 収支予算書 等 (現行中間法人制度で求められていないもの)	- (現行中間法人制度と比較した場合、開示には当たらないのではないか)	現行公益法人制度における開示の必要性等を踏まえた上で、開示の必要性につき検討すべき	-	-	-	-
役員報酬	-	役員報酬に関する指摘等を踏まえ、開示の必要性につき検討すべき	-	-	-	-

【事後チェック】

判断項目	考え方		参考							
	非営利法人	非営利公益法人	公益法人	NPO法人	中間法人（有限責任）	宗教法人	学校法人	医療法人	更生保護法人	社会福祉法人
事業報告書の提出	新制度の非営利法人は非営利であることに着目し準則主義で法人格取得が可能となることを考えると、現行の中間法人と類似の制度になることが想定される。	<p><行政（独立機関を含む、以下同じ。）が公益を認定するもので、法人格と公益性が連動する場合></p> <p>法人ではない第三者が公益を認定すると点でNPO法人と類似した制度になることが想定される。</p> <p>とすれば、NPO法人と同様、市民による監視では対処できない事態に対する事後的な最後の手段として、</p>	<p>○監督上必要な命令</p> <p>○いつでも業務・財産状況を検査</p>	<p>○毎年、事業報告書等等を所轄庁に提出</p>		<p>○毎会計年度の終了後四月以内に役員名簿、財産目録等、境内建物に関する書類等を所轄庁に提出</p>		<p>○毎会計年度の終了後二月以内に決算を都道府県知事に届出</p>	<p>○法人の事業に係る義務として、毎会計年度の終了後二月以内に会計状況、事業成績を法務大臣に報告</p>	<p>○毎会計年度の終了後三月以内に、事業概要等を、所轄庁に届出</p>
報告徴収等	とすれば、現行の中間法人と同様、これらは特に必要ないのではないか。	<p>認定後の状況を確認するため、行政庁への事業報告書等の提出</p> <p>不正等の事実の有無を確認するため、行政庁への報告聴取</p> <p>行政庁による、状態を改善させるための改善命令</p> <p>行政庁による法人格取消し（解散命令）を認めるべき。</p>		<p>○法令等違反の疑いがあると認められる相当な理由があるとき、報告徴収・立入検査</p>		<p>○次の疑いある時報告徴収・質問。立入に役員等の同意必要</p> <p>○宗教法人審議会の意見を聞く</p> <p>・公益事業以外の事業を目的に反して行う。その収益を宗教法人等のために使用していない</p> <p>・法令違反、著しく公共の福祉を明らかに害する行為をした 等</p>		<p>○寄付行為等違反の疑い、運営が著しく適正を欠く疑いがある時、報告徴収、立入検査</p>	<p>○法律の施行に必要な限度で、報告徴収、立入検査</p>	<p>○法令等の遵守を確かめる必要がある時、報告徴収、立入検査</p>
改善命令		<p>行政庁による、状態を改善させるための改善命令</p> <p>行政庁による法人格取消し（解散命令）を認めるべき。</p>	<p>○監督上必要な命令</p>	<p>○設立要件の不充足、法令等違反、運営の不適正の時、改善命令</p>				<p>○寄付行為等違反の疑い、運営の不適正の時、期限を定めて必要な措置をとるよう命令</p>	<p>○法令等違反、運営の不適正の時、期限を定めて必要な措置をとるよう命令</p>	<p>○法令等違反、運営の不適正の時、期限を定めて、必要な措置をとるよう命令</p>
法人格取消し（解散命令）（行政）		<p><行政が公益を認定するもので、法人格と公益性が連動しない場合></p> <p>上記を認めるべき。（は、法人格と連動していないため不要。）</p> <p><行政が公益を認定しない場合></p> <p>同左</p>	<p>○一定の場合に該当し他の方法では監督目的を達しない等の時、許可取消し</p>	<p>○改善命令に違反し他の方法では監督の目的を達しない等のとき、認証取消し</p>		<p>○宗教団体でなくなったことが判明したとき、認証書の交付から1年以内に限り、認証取消し</p>	<p>○法令等違反、6月以上授業不実施の時、閉鎖命令</p> <p>○法令等違反の場合、他の方法では監督目的を達することができない場合、解散命令</p> <p>○私立学校審議会等の意見を聞く。</p>	<p>○法令違反等があり、他の方法により監督の目的を達することができない場合等に、認可取消</p> <p>○原則として都道府県医療審議会等の意見を聞く。</p>	<p>○法令等違反の場合他の方法では監督目的を達成することができないとき、正当事由なく1年以上事業を行わない時、解散命令</p>	<p>○法令等違反の場合他の方法により監督目的を達することができないとき、正当事由なく1年以上事業を行わない時、解散命令</p>
解散命令請求（行政）	その法人の存在が著しく公益を害することが認められるようなときは、現行の中間法人と同様、	<p><行政が公益を認定するもので、法人格と公益性が連動する場合></p> <p>行政が法人格取り消し権限を有することとした場合には不要。</p> <p><行政が公益を認定するもので、法人格と公益性が連動しない場合></p> <p>ならびに</p> <p><行政が公益の認定を行わない場合></p> <p>同左</p>			<p>○法務大臣が請求。</p>	<p>○所轄庁が請求</p>				
解散命令（司法）	を認めるべきではないか。	同左			<p>○裁判所は一定の場合で公益を維持するため法人存立を許すことができないとき、法務大臣、社員、債権者等の利害関係人の請求により、解散命令</p>	<p>○所轄庁は次の場合、裁判所に解散命令を請求</p> <p>・法令に違反し、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。</p> <p>・宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと。等</p>				